

地域特産活用産地づくり支援事業実施要領

「地域特産活用産地づくり支援事業」については、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱（平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。（以下「国実施要綱」という。））福島県農林水産業復興創生事業実施要領（平成29年3月31日付け28文第299号農林水産省大臣官房文書課長、農産局長、畜産局長通知。（以下「国実施要領」という。））に基づき、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県農産振興事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）及び福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 目的

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗安定供給、収穫までの期間短縮技術、大規模生産、販路確保の取組を支援し、地域特産物の新規栽培者の確保や規模拡大を促進し、風評に負けない揺るぎない産地を育成する。

第2 事業の内容等

事業実施主体、補助率、対象作物、補助対象及び採択要件については別表1、補助対象及び事業実施主体に係る留意事項については別表2のとおりとする。

なお、補助対象事業費の上限については、別表3に定めるとおりとする。

需要拡大・地域連携事業のうち産地競争力強化事業の補助対象経費は別表4に定めるとおりとする。

第3 補助

- 1 県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てることとする。
- 2 県は、事業実施主体が、全県域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域農業団体」という。）である場合又は市町村域を超える広域的な団体（以下「広域団体」という。）である場合等であって、市町村が補助を行うことができない場合に限り、直接補助を行うことができる。

第4 事業計画の申請、承認等

- 1 (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙様式1）を市町村に提出する。
提出を受けた市町村は、事業実施計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式1）を併せて当該市町村を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）に申請する。
- (2) 広域団体等は、事業実施計画書（別紙様式1）及び事業実施計画承認申請書（様式1）を作成し、主な事業実施地区を所管する所長に申請する。

なお、事業実施計画承認申請書の申請においては、関係市町村長が直接補助を承認した旨が確認できる書類を添付するものとする。

(3) 県域農業団体等は、事業実施計画書（別紙様式1）及び事業実施計画承認申請書（様式1）を作成し、農林水産部長（以下「部長」という。）に申請する。

- 2 申請を受けた所長又は部長（以下「所長等」という。）は、審査の結果適当と認めた場合は、1の（1）にあつては市町村に、1の（2）及び（3）にあつては事業実施主体に対し事業実施計画の承認（様式2）を行う。

第5 事業計画の変更

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、国実施要領第3の2及び交付要綱第5に定める重要な変更を行う場合は、第4の1に準じて事業実施計画変更承認申請書（様式3）を所長等へ申請し、申請を受けた所長等は、第4の2に準じて市町村又は事業実施主体に対し事業実施計画の変更承認を行う（様式2）。
- 2 市町村又は事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、第5の1以外の軽微な変更を行う場合は、事業実施計画変更届（様式4）を作成し、所長等に速やかに提出するものとする。

第6 事業の実施期間

事業の実施期間は単年度とする。

第7 成果確認検査

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第8 事業実施状況の報告

所長は、提出された実績報告書（別紙様式1）を実施状況報告書として取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の6月末までに部長に提出する。

第9 事業の評価

- 1 「生産振興事業」のうち「整備事業」、「需要拡大・地域連携事業」のうち「産地競争力強化事業」に取り組んだ事業実施主体は、事業の成果目標に対する達成度について事業評価報告書（様式5）を作成し、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年5月末までに所長等に提出する。
- 2 所長は、提出された事業評価報告書を取りまとめ、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年6月末までに部長に提出する。
- 3 事業実施年度の翌々年度において、実績が成果目標の70%に満たない場合は、所長等は、市町村又は事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。

第10 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2事業の内容（実績）」の別に定める様式については、別紙様式1のとおりとする。

2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月18日から施行する。